

蓮田スマートＩＣ地区協議会規約（案）

（名称）

第１条 本会は、蓮田スマートＩＣ地区協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第２条 協議会は、スマートインターチェンジ[高速道路利便増進事業]制度実施要綱（平成２１年２月２４日）に基づき、蓮田スマートインターチェンジ（以下「スマートＩＣ」という。）の設置、管理、運営等について、必要な検討、調整等を行うことを目的とする。

（協議会の事業）

第３条 協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

（１）スマートＩＣの設置に係る次に掲げる検討、調整等

ア スマートＩＣの社会便益に関すること。

イ スマートＩＣ及び周辺地区の交通安全に関すること。

ウ スマートＩＣの採算性に関すること。

エ スマートＩＣの整備に関すること。

オ スマートＩＣの管理、運営等に関すること。

カ 広域的検討結果の反映に関すること。

キ その他スマートＩＣの設置、管理及び運営する上で必要な事項に関すること。

（２）スマートＩＣの安全かつ円滑な設置及び管理運営の協力

（３）スマートＩＣの運用開始後の社会便益、安全性、採算性、管理、運営形態等について定期的なフォローアップ及び必要に応じた見直し

（４）その他目的達成に必要な事業

（組織）

第４条 協議会は、別表に掲げる委員により構成する。

（会長及び職務代理）

第５条 協議会に会長を置く。

２ 会長は、蓮田市長をもって充てる。

３ 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

４ 会長が出席できないときは、蓮田市都市整備部長がその職務を代理する。

（任期）

第６条 委員の任期は、協議会が存続する期間とする。

２ 異動等に伴う委員の変更は、特別な理由がある場合を除き、前任者から引き継ぐものとする。

（事務局）

第７条 協議会の事務局は、蓮田市都市整備部都市計画課に置く。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

3 会長が必要と認める場合は、委員の同意を得て、委員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 会議は、原則非公開とし、委員の承認を得て会議終了後、会議資料及び議事概要を公表する。

(経費)

第9条 協議会の運営に要する費用は、蓮田市の負担とする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。ただし、軽微な内容のものは、会長が定めることができる。

附 則

この規約は、平成21年2月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年10月28日から施行する。